同和問題啓発強調月間特集

あなたの大切な個人情報を守るために

~ 「本人通知制度」を知っていますか~

毎年9月は同和問題啓発強調月間です。同和問題に関しては、結婚や就職時に身元調査が行われ、結婚 に反対されたり、就職時に不利な取り扱いをされるという問題が今も起こっています。

こうした身元調査は、同和問題に限って行われるものではありません。私たちの大切な個人情報が記載 された戸籍や住民票が、知らないうちに不正取得されている可能性があることをご存じでしょうか?

今、狙われる個人情報

これまでに発生した主な不正取得事件 兵庫県、大阪府、愛知県などの行 政書士による大量の戸籍などの不 2005年 正取得事件が発覚 東京都の法務事務所が仲介業者を 通じて全国の調査会社からの依頼 2011年 を受け、1万件以上の戸籍などを 不正取得していた事件が発覚 栃木県の行政書士が調査会社の依 頼を受け、滋賀県内を含む全国の 2021年 市町村から約3,500件の戸籍などを

不正取得していた事件が発覚

戸籍や住民票には、住所や本籍地、家族構成、結婚 や離婚の経歴など、その人の大切な個人情報が記載さ れています。

こうした情報が他人によって不正取得されると、結 婚や就職時の身元調査、また詐欺やストーカー行為な どの犯罪に悪用される可能性があります。

戸籍などを請求できるのは本人や限られた家族だけ

ですが、特定の国家資格を 持った人には職務上の講義 が認められており、これを 悪用した有資格者による不 正取得事件がこれまでに何 度も発生しています。



そこでできたのが

不正取得を抑止するための『本人通知制度』

相次ぐ不正取得事件の発生を受けて、全国の市町村で「本人通知制度」 が導入されています。これは、第三者があらかじめ登録された人の声籍な どを取得した場合、本人に取得された事実が通知されるという制度です。

多くの人がこの制度に登録することで、不正取得の早期発見や事実関 係の究明が可能となるだけでなく、結婚差別などの重大な人権侵害につ ながる身元調査を抑止する効果も期待されています。



身元調査は許されないのだ。



「本人通知制度」ってどんな制度?

どんな制度なの?

戸籍や住民票な どが第三者の請求 によって交付され た場合、あらかじ め登録をしておく と、交付があった ことが市町から通 知される制度です。 (請求者の住所や氏名 などの情報は通知さ

どんなメリットがあるの?

市町からの通知で第三者に戸籍など が交付されたことを知ることができる ため、不正な取得であった場合、その 早期発見が期待できます。

また、この制度に多くの人が登録す ることで、身元調査などのために不正 取得をしようとする者が発覚を警戒す るようになり、その抑止につながる効 果があります。

登録の方法は?

市町の戸籍を担当する課に必要書類 の提出や本人確認書類の提示を行うこ とにより、登録することができます。 詳しくはお住まいの市町にお尋ね ください。

(一部の町では制度が導入されていま せんので、ご注意ください。)

滋賀県 本人通知制度

検索



私の個人情報、誰かに 見られているかも…?

れません。)

みんなも登録を 考えてほしいのだ!





審査のうえ 交付

交付請求者

本人通知制度で 不正取得がばれてしまう! もうやめておこう...。



県および市町では、毎年9月を「同 和問題啓発強調月間」と定め、様々な 啓発活動を行っています。

同和問題啓発強調月間です

皆さんもこの機会に同和問題への 理解を深め、差別の解消に向けて、 できることから始めてみませんか。



ふれあいのまち 差別のないまち 9月は同和問題啓発強調月間です。

身近なところから人権について考 えていただくためのイベントです。 お気軽にお越しください。

- ①イオンモール草津 (草津市新浜町300)
- ②ブランチ犬津京 (大津市二本松1-1)
- ③びわこ文化公園 (大津市瀬田南大萱町1740-1)

①令和5年9月2日(土)11:00~ ②令和5年9月16日(土)11:00~ ③令和5年10月28日(土)10:00~

ステージイベント、 人権啓発ブースの設置 など



ジンケンダーラジオ

県では、日々の暮らしの中で人権 について考えていただくきっかけと なるよう、ラジオ番組を放送してい ます。ぜひお聴きください!

放送局

エフエム滋賀 e-radio LAKESIDE FM77.0

放送日時

毎週火曜日 午前10時15分から5分程度

キャスター

林智美さん (エフエム滋賀パーソナリティ) 滋賀県人権啓発キャラクター ジンケンダー

お問合せ 滋賀県人権施策推進課 TEL 077-528-3533 FAX 077-528-4852 e cf00@pref.shiga.lg.jp